門真市庁舎執務環境調査及びチェンジマネジメント支援等業務委託
募集要領

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和５年11月20日

１　事業の趣旨・目的

本市では、庁舎エリアのめざすべき方向性、機能や空間形成のあり方、公民連携の方向性などについて示した「門真市庁舎エリア整備基本構想」を令和5(2023)年６月に策定し、庁舎エリアの活用の方向性や新しいワークスタイルの考えを取りまとめた「門真市庁舎エリアみらいコンセプトブック」も同時期に策定しており、今後は、これらを踏まえた門真市庁舎エリア整備基本計画（以下、「基本計画」という。）の策定に向けた検討を進めるところである。

本業務は、基本計画の策定に向けて、現在の執務室の使用状況や業務内容等の調査、分析を行い、新庁舎に必要な執務室、倉庫、会議室その他諸室等の必要面積を算定し、市民や来庁者にとって使いやすく、職員にとって働きやすい、知的生産性の高い新庁舎を実現するための基礎資料を作成するとともに、新庁舎の整備を契機としたワークスタイルの改革や職員の意識改革を通じて、庁舎エリア整備や周辺のまちづくりへと波及する新たな市役所づくりを支援することを目的とする。

上記を踏まえ、プロポーザル方式により執務環境調査やチェンジマネジメント支援等に関する高度な創造性、専門的な技術力及び経験を有する者からの企画提案を募集し、最も適格と判断される受注候補者の選定手続きを実施する。

２　業務概要

⑴　委託名　門真市庁舎執務環境調査及びチェンジマネジメント支援等業務委託

⑵　委託内容　別紙「門真市庁舎執務環境調査及びチェンジマネジメント支援等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

⑶　委託期間　契約締結日から令和８年３月31日まで

⑷　実施場所　門真市全域

⑸　提案上限額　金34,208,182円（消費税及び地方消費税を除く）

３　参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

⑴　地方自治法施行令第167条の４（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。

⑵　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。　ただし、同法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

⑷　門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月６日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

⑸　門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年４月１日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

⑹　本プロポーザルに参加する場合には、平成25年４月１日から申込締切日までに地方公共団体と「延床面積5,000㎡以上の新庁舎（複合施設の場合は、庁舎機能を有する部分の面積が5,000㎡以上の施設）における執務環境調査業務（執務環境における什器等の調査及びレイアウト作成業務）又はチェンジマネジメント支援業務（職員の働き方や意識醸成支援業務）」を元請として履行した実績を有する者であること。

⑺　本プロポーザルに共同企業体（複数の企業）で参加する場合には、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

ア　すべての構成員が３の⑴から⑸の要件を満たしていること。

イ　代表企業を１者定め、代表企業が３の(6)の実績を有するものであること。

ウ　各構成員は、他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

４　参加手続

(1)　募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）の「入札・契約」からダウンロードで配布する。

ア　配布開始日

令和５年11月20日（月）

(2)　募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問書（様式１）を使用して、電子メールにて質問すること。質問１件につき、質問書を１枚とする。また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

ア　期間

令和５年11月20日（月）から令和５年12月４日（月）午後５時30分まで

ただし、電子メール送信後の電話確認については、午前９時から午後５時30分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に行うこと。

イ　問合せ先

門真市中町１番１号　門真市役所　別館２階

門真市まちづくり部庁舎エリア整備課

担当：眞治、福壽、里

電話　　06（6902）1231(代表)（内線：4091、4092)

　　　　06（6902）6379(直通)

E-mail：tos06@city.kadoma.osaka.jp

ウ　質問に対する回答

質問に対する回答は、令和５年12月８日（金）に本市ホームページ(https://www.city.kadoma.osaka.jp/）に掲載し、個別には回答しない。

(3)　提出方法等

ア　提出期間　令和５年12月８日（金）から令和５年12月20日（水）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時30分まで（正午から午後０時45分までを除く。）とする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

なお、共同企業体で参加する場合は、代表企業を１者定め、参加手続きをすること。

イ　提出先及び提出方法

４の⑵イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ　提出書類

(ｱ)　参加申込書（様式２）

(ｲ)　業務実績調書（様式３）

(ｳ)　３の⑹の条件を満たす実績を確認することができる書面（契約書等）の写し

※追加資料の提出を求める場合がある。

(ｴ)　共同企業体構成企業一覧表（様式４）（複数の企業で参加する場合）

(ｵ)　共同企業体協定書（様式５）（複数の企業で参加する場合）

(ｶ)　令和５年度門真市入札参加資格者名簿に登録のない者の場合、以下の書類も提出すること。（複数の企業で参加する場合の構成員も含む）

ⅰ　委任状（本社又は本店以外で締結する場合）（様式６）

ⅱ　誓約書（様式７）

ⅲ　印鑑証明書又は印鑑登録証明書（発行から３箇月以内のもの）の写し

ⅳ　商業登記簿謄本履歴事項全部証明書（発行から３箇月以内のもの）の写し（法人のみ）

ⅴ　代表者の身分に関する証明（個人のみ）

ⅵ　使用印鑑届（様式８）

ⅶ　納税証明書（発行から３箇月以内のもの）の写し

	法人の場合	個人の場合
門真市内に本店、支店又は営業所等がある者	国税：法人税、消費税及び地方消費税（その３の３）（税務署）	国税：所得税、消費税及び地方消費税（その３の２）（税務署）
	市税：直近２年の法人市民税（市役所）	市税：直近２年の市・府民税（市役所）
門真市内に本店、支店又は営業所等がない者	国税：法人税、消費税及び地方消費税（その３の３）（税務署）	国税：所得税、消費税及び地方消費税（その３の２）（税務署）

エ　提出部数

２部（正本１部、副本１部（写し））

５　参加資格確認結果通知の交付

４の⑶ウの提出書類に基づき審査した結果、参加資格要件を満たすと認めた者を企画提案

書提出・プレゼンテーション選定の対象者とし、令和５年 12 月 26 日（火）に結果通知書（プレゼンテーション審査日時（２月上旬を予定）を合わせて記載）を参加申込書に記載の電子メールアドレス宛に通知する。

なお、通知を受けてからプレゼンテーション審査日までに門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合はプレゼンテーションに参加できない。

６　企画提案書の提出

⑴　提出期間

令和５年 12 月 27 日（水）から令和６年１月 17 日（水）（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から１月３日）を除く。）の午前９時から午後５時 30 分まで（正午から午後０時 45 分までを除く。）までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。

⑵　提出先及び提出方法

４の⑵イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

⑶　提出資料

別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

⑷　提出部数

別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

⑸　提案事項

別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

７　評価方法等

⑴　評価基準

別紙「門真市庁舎執務環境調査及びチェンジマネジメント支援等業務委託プロポーザル評価基準（以下、「評価基準」という。）」のとおり

⑵　プレゼンテーション及び質疑応答の実施

６の⑶の提出資料について、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。開催日時、場所については、別途通知する。（場所については、門真市役所及び周辺公共施設を予定）

ア　審査方法

ⅰ　プレゼンテーションによる質疑応答

ⅱ　所定時間はプレゼンテーション 30 分以内とし、質疑応答 15 分程度とする。

ⅲ　説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書等のみとする。

イ　注意事項

ⅰ　プロジェクター、スクリーン及びポインターは市で準備する。ただし、パソコン及び接続ケーブル等は各事業者で準備すること。

ⅱ　プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできないものとする。

ⅲ　参加人数は、１提案者４名までとし、説明者は配置予定主任技術者又は配置予定主担当技術者とする。

※配置予定主担当技術者とは、仕様書第２章の１執務環境調査の主担当技術者及び仕様書第２章の２チェンジマネジメント支援の主担当技術者をいう。

ⅳ　配置予定主任技術者はプレゼンテーションへの出席は必須とする。

ⅴ　プロジェクターで投影する資料は、企画提案書又は企画提案書の一部を切り取った資料のみとし、プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできないものとする。

ⅵ　指定の時間に正当な理由なく不参、遅延した場合には、審査対象から除外する。

ⅶ　指定した日時の変更はできないものとする。

⑶　評価方法

６の⑶の提出資料、プレゼンテーション及び質疑応答について、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

⑷　候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者の内、⑴評価基準の総合得点が最も高い者を、受注候補者として選定する。

イ　最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

ⅰ　評価項目「企画提案内容」の合計点が高い者

ⅱ　評価項目「業務の実施方針及び実施体制」の合計点が高い者

ⅲ　提案価格が低い者（企画提案において、順位が決定しない場合）

ウ　ア、イにかかわらず、総合得点が満点の６割に満たない場合は、受注候補者として選定しない。

⑸　失格となる受注候補者

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　記名又は押印を要する書類にあっては記名及び押印を欠いた書類を提出した場合

カ　参加資格を満たしていない場合

キ　参加期日までに所定の書類が整わなかった場合

ク　「企画提案書等」の提出関係書類を複数案提出した場合

ケ　提出期限を過ぎて必要書類及び提出資料が提出された場合

コ　事業者募集中、選定中及び契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合

サ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

シ　見積書の金額が２の⑸の提案上限額を超える場合

８　選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、受注候補者とプレゼンテーション及び質疑応答の参加者に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後すみやかに、本市ホームページの「入札・契約情報」にて次の内容を公表する。

⑴　受注候補者名及び次点候補者名並びに総合得点

⑵　会議録

９　契約手続

⑴　受注候補者と門真市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約により契約を締結する。

⑵　契約の締結に際しては、契約金額の100分の５以上の契約保証金を納めること。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

⑶　支払条件　部分払及び完了払（部分払いについては、支払限度額の設定がある）

年度	支払限度額：円
令和５年度	0
令和６年度	13,546,000
令和７年度	24,083,000
合計	37,629,000

（消費税及び地方消費税を含む）

⑷　契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）で閲覧することができる。

⑸　受注候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞

退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とすることができる。

⑹　契約金額の決定に当たっては、価格交渉の後、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、受注候補者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の金額とすること。

10　プロポーザルの延期又は中止

⑴　次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、本プロポーザルを中止します。

ア　参加申込受付締切りの結果、参加申込者が１に満たない場合

イ　参加資格の事前審査の結果、参加を認めた者が１に満たない場合

ウ　審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合

エ　天災等、特別の事情がある場合

⑵　天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがあります。

11　その他

⑴　参加申込書の提出後又は企画提案の提出後に取下する場合は、取下書（様式12）により届け出るものとする。

⑵　企画提案書、見積書及び見積内訳書については、１者につき１提案に限る。

⑶　参加申込書類、企画提案書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

⑷　参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

⑸　プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

⑹　提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこととする。

⑺　応募書類の審査内容に関する質問及び異議申し立てには、一切応じない。

⑻　公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開をすることができるものとする。

⑼　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

⑽　書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位とする。

⑾　参加申込書の提出後、契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

スケジュール		
令和５年	11月20日(月)	募集要領配布開始
	11月20日(月)～ 12月４日（月)	質問書受付期間
	12月８日(金)	質問書に対する回答公表
	12月８日(金)～ 12月20日（水)	参加申込書等提出期間
	12月26日(火)	参加資格確認結果通知
令和５年 / 令和６年	12月27日(水)～ １月17日（水)	企画提案書等提出期間
令和６年	２月初旬を予定	プレゼンテーション及び質疑応答
	２月中旬を予定	結果公表
	２月下旬を予定	契約

12　問合せ先

門真市中町１番１号　門真市役所　別館２階

門真市まちづくり部庁舎エリア整備課

担当：眞治、福壽、里

電話　　06（6902）1231(代表)（内線：4091、4092)

　　　　06（6902）6379(直通)

E-mail：tos06@city.kadoma.osaka.jp